

納め忘れはございませんか？

～「高山市徴収強化月間」が始まります～

負担を将来世代に先送りしないことが私たちの使命です



差押の様子(タイヤロック)

市税や国民健康保険料などは、私たちが安心して暮らせるまちづくりに欠かせない公共サービスや公共事業を行うための貴重な財源です。

市民の皆さんの大部分は、市税などを納期限までに納めていただけていますが、一部の方々は遅れて納付、または納付いただけないまま「滞納」となっています。

滞納は、納期限内に納付していただいている市民の皆さんとの公平性を欠くことになり、さらには市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。

そこで市では、今年度より「高山市徴収強化月間」を定め、期間中、財産調査を集中的に行い、家宅搜索や差押を執行して、市税などの収納に努めます。

問合せ先 税務課 ☎35-3504

強化期間 11月20日(月)～12月30日(土)

どんな税や料金が対象なの？

- ①市税(固定資産税・都市計画税、市県民税、軽自動車税など)、②国民健康保険料、③後期高齢者医療保険料、④介護保険料、⑤清掃手数料、⑥産業廃棄物処理場使用料、⑦保育料、⑧市営住宅使用料、⑨上下水道使用料、⑩下水道受益者負担金、⑪下水道関連事業分担金

失業などで納付できない場合はどうするの？

「失業した」「被災した」などの特別な事情が生じた場合は、必ず各課へご相談ください。

「これくらいの金額なら」「あと一カ月くらい遅れても大丈夫」など安易に判断しないでください。ご相談いただけない場合は、滞納処分を執行することがあります。

どうしても納期限を忘れてしまうんですが…

便利な口座振替をご利用されてはいかがでしょうか。

通帳印と通帳またはキャッシュカード、通知書などをご持参いただき、振替をご希望される市内金融機関窓口でお手続きください。市役所や各支所でも同様にお手続きができます。

平成28年度高山市税の滞納処分実績

28年度は236件の差押を執行!

納期限を過ぎても完納とならない場合、約20日後に督促状が發送されます(一部公共料金を除く)。その後10日が経過するまでに完納されない場合は、滞納者の財産を差押えることができます(国税徴収法第47条)。

通知書などによる再三の催告にもかかわらず、完納いただけない場合は、財産を調査し、家宅搜索や差押を行っています。

差押の種類	件数
預貯金	93
売掛金	3
給料・年金	45
国税還付金	73
不動産	5
搜索・その他	17
合計	236

夜間・年末窓口をご利用ください

強化期間中、毎週火・木曜日は次の担当窓口を午後7時まで延長し、納付や相談をお受けします。

また、12月29日(金)・30日(土)は午前9時から午後4時まで「年末納付窓口」を開設します。

平日の昼間に時間がとれず、市役所へ来られない方は、この機会をぜひご利用ください。

担当窓口	税務課、市民課、高年介護課、上水道課、都市整備課
夜間窓口	毎週火・木曜日 午後7時まで ※期間中のみ
年末窓口	12/29日・30日 午前9時～午後4時

